

特集 1

2010年度青森県保健医療福祉研究発表会シンポジウム  
保健大学の産学官連携活動による社会貢献

「保健大学の産学官連携活動による社会貢献」によせて

丞村 宏<sup>1)</sup>

2002年、当時の小泉純一郎総理大臣が、「知財立国」と称し初めて国会の施政方針演説の中で知的財産について言及されました。その後、短期間の内に知的財産基本法、知的財産戦略本部等が制定・設置、毎年知的財産推進計画が制定され、年度毎に各施策の進捗状況が責任府省より報告されチェックを受けてきました。

大学等に対しては、文科省の知財本部整備事業計画に従い国立大学を中心に大学知的財産本部等の体制整備が進められ、中小規模の国立大学、私立大学、公立大学等は特許庁／工業所有権情報・研修館の大学知的財産アドバイザー派遣制度等の支援を活用して、各大学での発明創出・権利化そして活用に関する体制がそれぞれ整備されてきました。本学は中でも保健医療福祉系の大学として数少ない知財管理体制が整備された大学と言えます。

民主党政権下においても鳩山前総理の時代には知財推進計画2010が決定され、菅総理は2011年6月3日に知財推進計画2011を知的財産戦略本部で決定されました。この2011の中では、4つの知的財産戦略である①国際標準化のステージアップ戦略、②知財イノベーション競争戦略、③最先端デジタル・ネットワーク戦略、④クールジャパン戦略、を重点戦略として強力に推進するとしています。各戦略について、2020年の成果イメージと、具体的な数値を盛り込んだ目標指標を設定し、計画記載の全187施策について、責任府省ごとの工程表が記載されています。

下記表は特許庁による大学の知的財産活動への支援策を俯瞰したのですが、2011年度本学は広域大学知的財産アドバイザー派遣制度に採択されています。

大学の社会貢献に関しては、上述の知的財産基本法の中において大学等の責務等の中に明記されました。

*知的財産基本法 第7条：大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。*

更に、教育基本法が改正され、大学の使命として教育・研究とともに社会貢献が明文化されています。

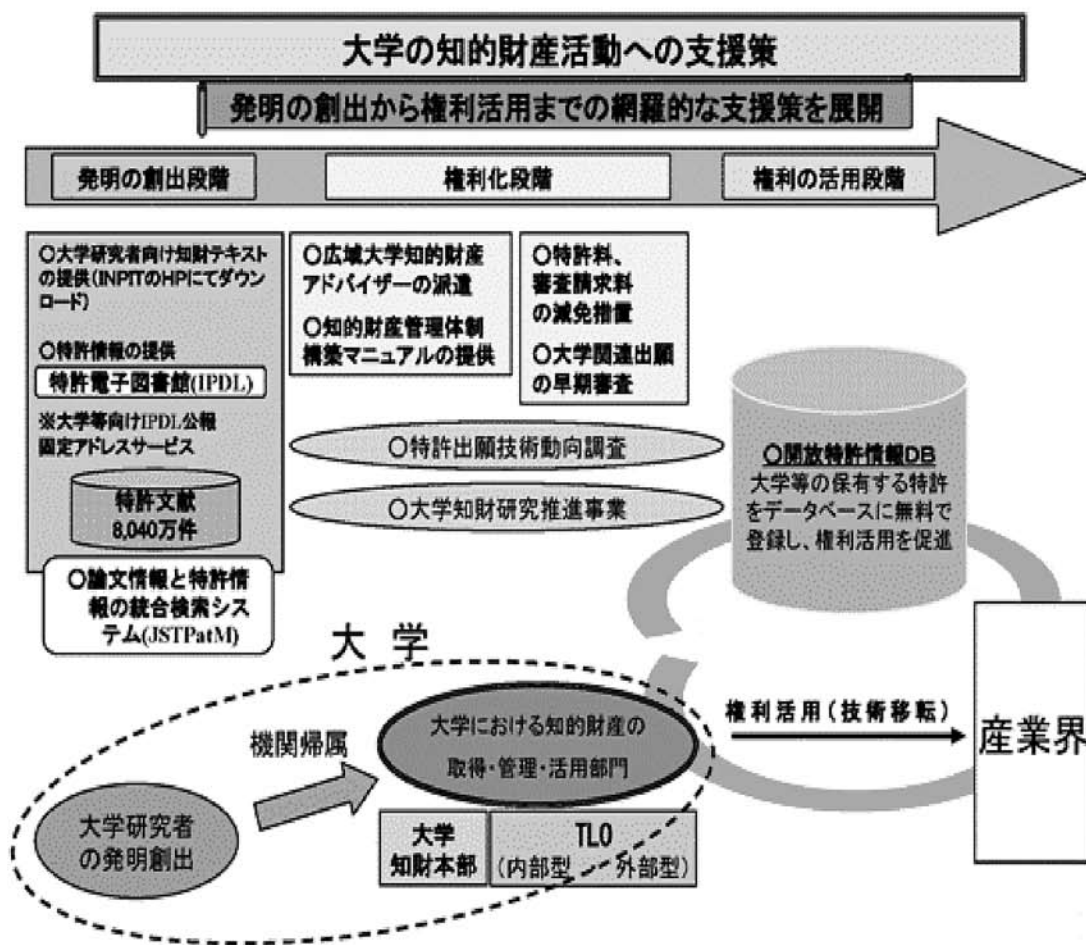
*教育基本法 第7条：大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。*（アンダーラインは筆者による）

今回のシンポジウムは「保健大学の産学官連携活動による社会貢献」をテーマにして、保健・医療・福祉系大学が取り組む産学官連携活動の現状と課題につきシンポジストによる発表と、パネルディスカッションが行われました。シンポジストとして地方独立行政法人・青森県産業技術センター野菜研究所・品種開発部長の菊池昌彦様より、もち性小麦新品種「もち姫」に関しての事例、株式会社倉石地域振興公社総務企画部長の北村勉様より、マメ科のツル性植物であるアピオスを利用した商品群についての事例、財団法人21あおもり産業総合支援センター総合支援室の中館洋一様よりスイカズラ科の野生樹であるガマズミを利用した製品開発の事例、そして本学理学療法学科教授の神成一哉先生よりパーキンソン病に関する学学連携共同研究の課題と今後の進め方についてそれぞれ報告がありました。発表後のパネルディスカッションでは、誰が汗をかいて研究会を立ち上げるか、その場合の大学の立ち位置は、異業種・異分野間での出会いの重要性（産学官の出会い系サロンの必要性）、大学側からの情報発信をより改善することで、所謂大学の敷居の高さを下げる事の重要性、更には大学内の厚い壁を取り除く必要性等々のご指摘を頂きました。今後の本学の産学官連携活動・社会貢献活動をより活発にする為の貴重なご意見を伺う事が出来たと思います。

尚、今回の産学官連携の実例は本学栄養学科の各教員との共同研究の結果から3事例であり、4番目は今後、大きな成果につながると期待される理学療法学科の神成一先生よりの事例でありました。看護学科、社会福祉学科からの事例紹介は行えませんでした。現在、産学官連

1) 広域大学知的財産アドバイザー・客員教授

Visiting Professor of the Intellectual Property Center of AUHW



特許庁 HP より引用

携活動の基礎となる本学教員の研究活動が行われていますので、今後大いに期待が出来ると確信しています。

最後になりましたがお忙しいなか、シンポジストとしてのご参加及び本原稿をご執筆くださった皆様に深く感謝致します。